

高齢者在宅福祉サービス

本市では、高齢者が自立し、生きがいをもって在宅で生活が送れるように支援するとともに、その家族の介護負担を軽減するために、つぎのようなサービスを行っています。

★印は所得の制限がある事業、○印は費用を一部自己負担していただく事業です。

ひとり暮らし高齢者への乳酸菌飲料の配付★

ひとり暮らしの高齢者に、乳酸菌飲料を配付し、孤独感の解消と安否の確認を行います。

要介護高齢者紙おむつ等支給事業★

介護保険制度の介護認定で要介護3～5と認定された在宅の人に、紙おむつなどを支給します。

日常生活用具給付事業★

認知症の認定を受けておられるひとり暮らしの高齢者に、火災警報器を給付します。

生きがい活動支援通所事業★○

家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者などに、デイサービスセンターなどで日常動作訓練や趣味活動などのサービスを提供します。

軽度生活援助事業★○

日常生活上の援助が必要な高齢者に、草引き・掃除などの軽易な生活の援助を行います。
※生活援助のできる家族と同居の場合は対象外

家族介護慰労給付金★

介護認定で要介護4または5となった在宅の高齢者が介護保険のサービス（年間1回程度のショートステイ利用を除く）を1年以上利用せずに介護している家族に慰労金を支給します。
※入院期間に応じて、対象外の場合あり

緊急通報装置の設置★

緊急性の持病（心臓病・脳血管疾患など）があるひとり暮らしの高齢者に、緊急時に通報するための装置を貸与します。設置料は無料。
※追加工事費及び通話料は自己負担。規定の様式による医師の証明書、2人の協力員が必要

徘徊はいかい高齢者家族支援サービス事業★

徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に、高齢者の居場所を早期に発見できる装置を貸与します。
※規定の様式による医師の証明書が必要

寝具洗濯乾燥消毒サービス★

寝具の衛生管理が困難な高齢者が、寝具洗濯乾燥消毒サービス（最大2回分/年）を受けることができます。
※寝具の衛生管理ができる家族と同居の場合は対象外

「食」の自立支援事業○

食事の調理が困難な高齢者に、定期的な食事の提供で食生活の栄養改善と健康増進を図ります。また、同時に安否の確認など行います。
※調理のできる家族と同居の場合は対象外

訪問理美容サービス★○

寝たきりなどのため、理美容所で理髪を受けることが困難な高齢者が、自宅で理美容サービスを受けることができます（最大4回分/年）。
※理髪に同行できる家族と同居の場合は対象外

天理市地域包括支援センターをご利用ください！

地域包括支援センターでは、高齢者のさまざまな相談や介護予防事業、虐待の防止・早期発見などに取り組み、高齢者の生活を総合的に支援する活動をしています。また、上記の在宅福祉サービスについても申請手続きなどの支援をしています。

○山の辺・樺本校区の人は北部地域包括支援センター（☎65—5520）

○丹波市・前栽校区の人は中部地域包括支援センター（☎63—1120）

○朝和・柳本校区の人は西南部地域包括支援センター（☎66—1188）

○福住校区の人は東部地域包括支援センター（☎68—6711）

○二階堂・井戸堂校区の人は東部地域包括支援センター出張所（☎20—0155）

◆問い合わせ 介護福祉課高齢福祉係（☎内線745・746・738）、家族介護慰労給付金については介護福祉課給付係（☎内線751）へ